明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

23　前項の犯罪に係る酒類に対する酒税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該酒税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第八十九条第九項中「前項」を「第十五項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「前項」を「第十三項」に改め、「に」の下に「当該酒類につき第一項の規定の適用を受けた者を通じて第六項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書（」を加え、「で当該酒類につき同項の規定の適用を受けた者を通じて第三項の税務署長から交付を受けたもの」を「をいう。次項において同じ。）」に改め、同項第一号中「名称」の下に「並びに法人にあつては、法人番号」を加え、同項第三号中「戻し」を「戻し、」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　手持品課税対象証明書の交付を受けようとする第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該酒類につき第一項の規定の適用を受けた時における当該酒類の貯蔵場所の所在地及び名称

三　当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

四　当該酒類を酒類の製造場から移出した酒類の製造者の住所及び氏名又は名称並びに当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地及び名称

五　その他参考となるべき事項

第八十九条第七項中「規定する酒類製造者」の下に「（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「、酒税法」を「、同法」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第十項又は前項の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定の適用については、同令第二条第八号に掲げる還付金とみなす。

第八十九条第六項中「前項」を「第九項」に、「同項に規定する第三項」を「第六項」に、「つき」を「つき、」に、「第三十五条第二項第二号」を「第三十五条第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に、「平成十五年十月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「同項第四号」を「同項第七号」に改め、「の合計額」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　第六項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に同項第八号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する金額を還付する。

11　前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項の規定は、適用しない。

第八十九条第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　平成三十二年十月一日に第一項に規定する酒類を販売のため所持していないことにより第六項の規定による申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、同日に第四項に規定する酒類を販売のため所持する場合において、その者が同年十一月二日までに、その所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を提出したときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出書を提出した税務署長に第六項の規定による申告書を提出することができる。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　貯蔵場所の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

第八十九条第三項中「に規定する者」を「の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者」に、「平成十五年六月二日」を「平成三十二年十一月二日」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第三号中「所持する酒類の税率の適用区分」を「その貯蔵場所において所持する第一項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分（品目を含む。第五号、第十五項第四号及び第十六項第三号において同じ。）」に改め、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五　その貯蔵場所において所持する第四項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

六　前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

七　第四号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額の合計額を控除した残額に相当する酒税額

八　第四号に掲げる酒税額の合計額から第六号に掲げる酒税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

第八十九条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項に規定する変更があつた日」を「平成三十二年十月一日」に、「その日の前日」を「同年九月三十日」に、「の税額」を「の酒税額」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、平成三十二年十月一日に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた酒類（当該酒類が同年九月三十日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出したものとした場合における酒税額が、同年十月一日に当該酒類をその製造場から移出されるものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）を所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第六項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における酒税法第三十条又は災免法第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

酒税法第三十条第一項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）
酒税法第三十条第三項	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）

平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額	平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額